

令和4年（行コ）第47号

行政文書非公開決定処分取消請求控訴事件

控訴人 湯河原町

被控訴人 ゆがわら町民オンブズマン

2022年4月7日

控訴答弁書

東京高等裁判所第1民事部 御中

被控訴人訴訟代理人 弁護士 大川 隆 司



同 小 沢 弘 子



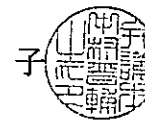
同 石 崎 明 人



同 伊 藤 朝日太郎



同 武 井 由 起 子



同 中 村 晋 輔



同 高 橋 由 美



同 馬 込 竜 彦



控訴の趣旨に対する答弁（本案前の答弁）

- 1 本件控訴を却下する。
- 2 訴訟費用は控訴人の負担とする。

との判決を求める。

なお、被控訴人の本案前の答弁が認められない場合は、「本件控訴を棄却する」との判決を求める。

控訴の理由に対する認否

被控訴人の本案前の答弁が認められない場合の認否は、以下のとおりである。

- 1 控訴の理由 1 は、原判決に記載のある限りで認め、その余は否認ないし争う。
- 2 控訴の理由 2 は否認ないし争う。
- 3 控訴の理由 3 は争う。

被控訴人の本案前の主張（本件控訴の提起は不適法である）

- 1 控訴人は原判決の主文およびその前提となる判断について不服を申し立てていない
(1) 上訴とは、裁判が確定しない間に、上級裁判所に対し、その取消しまたは変更を求める不服申立てをいう（高橋宏志『民事訴訟法概論』349頁）。

そして、不服の有無は既判力の及ぶ事項を基準として判断され、既判力の生じない判決理由中の判断について、上訴を提起してその変更を求めることはできない（『基本法コンメンタール民事訴訟法3〔第三版〕』16頁）。

控訴人は、原判決の主文の取消しを求めている。つまり、控訴人は原判決の主文に不服がない。

(2) しかも、控訴人は、本件処分に理由の提示の要件を欠くとする原判決の判断については争っておらず、本件処分に取り消されるべき瑕疵があったことも自認している。

(3) このように、控訴人は原判決の主文およびその前提となる判断に対する不服を申し立てていないのであるから、本件控訴は不適法なものとして却下されなければならない。

2 判決理由中の判断の変更を求めるための上訴は許されない

(1) 控訴人は、行政事件訴訟法 33 条 1 項の規定による拘束力を排除するため控訴を提起したと主張する。つまり控訴人は、判決理由中の判断について生じる同法 33 条の拘束力を排除するための控訴提起は適法であると主張するもののようであるが、失当である。

(2) 行政事件訴訟法 7 条・民事訴訟法 114 条 1 項が「確定判決は、主文に包含するものに限り、既判力を有する」としており、判決理由中の判断に既判力は生じない。

最判昭和 31 年 4 月 3 日・民集 10 卷 4 号 297 頁も、判決理由中の判断の誤りを理由に行われた上告を上告の利益を欠くものとしている。同判決は、「所有権に基づく登記請求の訴についてなされた判決の既判力は、その事件で訴訟物とされた登記請求権の有無を確定するにとどまり、判決の理由となった所有権の帰属についての判断をも確定するものではない」と判決理由中の判断に既判力が及ばないことを説示している。

この点、高橋宏志教授は、「判決理由中の判断に争点効が生じ得る場合であっても、争点効は控訴を基礎付けない。争点効を認めない説で

も判決理由中の判断への不服は、控訴の利益を生まない。」と論じている（『民事訴訟法概論』358頁）。

（３）そもそも、行政事件訴訟法33条の拘束力の機能は、行政庁が判決の趣旨に従って行動する実体法上の義務を定めるものである。既判力が後訴の裁判所を拘束するものであるのに対し、拘束力の名宛人は行政庁である。この行政事件訴訟法33条の拘束力は、既判力とは異なり、取消訴訟における取消判決に与えられた特殊の効力と解されている（塩野宏『行政法Ⅱ【第6版】』197頁、宇賀克也『行政法概説Ⅱ』【第7版】289頁）。

（４）したがって、控訴人が原判決の主文を争わないにもかかわらず、判決理由中の判断の変更を求めて控訴を提起することは、控訴の利益を欠き、不適法である。

3 非公開情報該当性に関する原審の判断について行訴法33条の拘束力は生じない

（１）行政事件訴訟法33条の拘束力は、判決の主文のみならず、「判決主文が導き出されるのに必要な事実認定及び法律判断」（最判平成4年4月28日・民集46巻4号245頁）ないし「主文に含まれる判断を導くために不可欠な理由中の判断」（大阪高判平成29年7月20日・判例時報2381号28頁、宇賀克也『行政法概説Ⅱ』【第7版】289頁）に生じると解されている。

（２）本件処分を取り消した原判決の主文は、処分理由の記載が湯河原町情報公開条例（以下、「本件条例」という。）10条3項の定める要件を欠くことのみを理由として導くことができるから（原判決18頁、最判平成4年12月10日（甲10）参照）、それ以外の判決理由中の判断については行政事件訴訟法33条の拘束力は生じない。

湯河原町議会会議規則（以下、「本件会議規則」という。）９２条１項が本件条例５条７号の「法令等」に当たらないという原判決の判示は、「本件事案の性質に鑑み、念のため判断」されたものであり（原判決１８頁）、主文が導き出されるのに必要な法律判断ではなく、主文に含まれる判断を導くために不可欠な理由中の判断でもない。したがって、本件会議規則９２条１項が「法令等」に当たるか否かについての判断には、行政事件訴訟法３３条の拘束力が生じないのである。

- （３）もとより、原判決のこの判示がその実質的な説得力に照らして正当であることは、湯河原町情報公開審査会も令和３年１２月２１日付で、全く同趣旨の答申を湯河原町議会に提出していることによっても明らかである（甲２２）。

仮に湯河原町議会が、本件会議規則９２条１項が本件条例５条７号の「法令等」に当たるという誤った理由で改めて本件文書の非公開決定を行った場合には、当該非公開決定は、後訴を受けた裁判所によって取り消されることになるのは確実のことと思われる。しかし、そのことは、原判決の判示の形式的な「拘束力」とは全く別箇の問題である。

４ 結論

以上述べた通り、本件会議規則９２条１項が「法令等」に当たらないという、原判決の理由中の判断については、既判力が生じないのもちろんのこと、行政事件訴訟法３３条の拘束力も生じない。

よって、本件控訴は不適法なものとして却下されるべきである。

以 上